

防官文第7363号
21.6.15
一部改正 防官文第9247号
21.7.31
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防官文(事)第156号
30.3.30
最終改正 防官文(事)第101号
令和7年3月21日

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
衛生監
技術監
施設等機関の長 殿
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

大規模事故等対策本部の設置運営要綱について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう実施されたい。

添付書類：別紙

大規模事故等対策本部の設置運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、緊急事態等に際しての防衛大臣の補佐態勢に関する訓令（令和7年防衛省訓令第31号）第4条のいう自衛隊又は在日米軍の事故又は事件であつて、社会的影響等を踏まえ、防衛省としての斉一性及び適時性を確保した対外対応が特に必要なもの（以下「大規模事故等」という。）が発生した場合において、当該大規模事故等に迅速かつ適切に対応することを目的に、防衛省に設置する対策本部（以下「本部」という。）の設置運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2 事務次官は、大規模事故等が発生した場合には、当該大規模事故等に関する事務を所管する局長又は防衛装備庁長官（以下「所管局長等」という。）、統合幕僚長、当該大規模事故等に関する事務を所管する幕僚長（以下「所管幕僚長」という。）及び緊急事態等のうち、自衛隊による社会的な影響が大きい事故等の発生時における防衛省の危機管理対応の支援に関することを総括整理する大臣官房審議官（以下「危機管理担当審議官」という。）と協議の上、本部の設置について防衛大臣に上申することができる。

2 本部の名称は、当該大規模事故等の名称を冠したものとする。

(本部の所掌事務)

第3 本部は、主として当該大規模事故等に係る各種情報の集約及び対外公表方針の決定その他対外的な対応方針の決定に関する事務をつかさどる。

(本部の構成)

第4 本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長 防衛大臣
- (2) 副本部長 防衛副大臣
- (3) 本部長補佐 防衛大臣政務官
- (4) 事務局長 事務次官
- (5) 本部員 大臣官房長、所管局長等、大臣官房報道官、統合幕僚長、統合幕僚監部総括官、所管幕僚長及び危機管理担当審議官

2 本部長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を、本部員に指名することができる。

(本部の運営)

第5 本部長は、本部の運営を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を助け、本部長が不在の場合、その職務を代行する。
- 3 本部長補佐は、本部長の命を受けて、本部長を補佐する。
- 4 事務局長は、本部長の命を受けて、本部の運営に関する事務をつかさどる。

(本部の解散)

第6 本部長は、本部を開設しておく必要がなくなつたと判断したときは、本部を解散する。

- 2 事務局長は、所管局長等、統合幕僚長及び所管幕僚長と協議の上、本部の解散について本部長に上申することができる。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。